

## 市長等の措置に係る通知書

2021年5月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行は適正か (経済部観光課)</p> <p>再委託の承諾依頼の手続が取られていない。</p> <p>(1) 藤沢市江の島岩屋管理運営業務 指定管理者が当該業務のうち「混雑時の観光客の誘導・整理・案内・施設警備」「年末年始警備」「電気施設保守点検」について市の承諾なく第三者に再委託している。</p> <p>(2) 藤沢市片瀬東浜駐車場管理運営業務 指定管理者が当該業務のうち「夜間警備業務」について市の承諾なく第三者に再委託している。</p>	<p>(1) について 各業務担当者が進捗確認に用いるチェックリストに追記するとともに、課内での指摘事項の周知を行った。 今年度の業務の再委託承諾願の速やかな提出を指示するとともに、個別に作業を依頼している業務内容を見直し、年間の業務委託として、年度当初の承諾願の提出を求めることとした。 この結果、当該業務の再委託承諾願が提出されたことを確認した。</p> <p>(2) について 各業務担当者が進捗確認に用いるチェックリストに追記するとともに、課内での指摘事項の周知を行った。 今期の夜間警備業務に向けて遅滞なく再委託承諾願が提出された。また、次年度以降、年間業務委託として、年度当初の承諾願の提出を求めることとした。</p>	7月30日

## 市長等の措置に係る通知書

2021年5月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
2	<p>藤沢市江の島岩屋に係る 指定管理者の業務 (公益社団法人藤沢市観光協会)</p> <p>再委託の承諾依頼の手続が取られていない。 指定管理者である公益社団法人藤沢市観光協会が、当該業務に係る「電気施設保守点検」「混雑時の観光客の誘導・整理・案内・施設警備」「年末年始警備」について市の承諾なく第三者に再委託している。</p>	<p>指定管理者側で執行している勘定科目を確認した上で、市と指定管理者とで内容を協議した。</p> <p>手数料・警備料等の勘定科目で執行していたことにより委託料としての事務処理を失念していたことに起因するものであったが、委託業務的な性格のある経費であることを確認し、今年度の業務の再委託承諾願の速やかな提出を指示するとともに、個別に作業を依頼している業務内容を見直し、年間の業務委託として、年度当初の承諾願の提出を求めることとした。</p> <p>この結果、当該業務の再委託承諾願が提出されたことを確認したほか、今年度については、夏季繁忙期の9月末までで再委託先の変更可能性がないことを確認し、当該運用で問題がないと判断した。</p>	9月30日

## 市長等の措置に係る通知書

2021年5月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
3	<p>藤沢市片瀬東浜駐車場に係る指定管理者の業務 (公益社団法人藤沢市観光協会)</p> <p>(1)再委託業務について 契約未締結のまま業務を行わせている。 当該業務のうち、一般廃棄物等の収集運搬業務を第三者に再委託するために市に対して承諾願いは提出しているが、当該業務を受託した第三者と契約を締結することなく業務を行わせている。</p> <p>(2)再委託の承諾依頼の 手続が取られていない。 指定管理者である公益社団法人藤沢市観光協会が当該業務に係る「夏期夜間警備業務」について市の承諾なく第三者に再委託している。</p>	<p>(1)について 手数料として処理し、契約を締結していなかったとして、指定管理者に厳重に注意した。令和3年度の事務処理としては、業務委託契約を締結していることを確認した。 伝票執行にあたって、進捗確認に用いるチェックリストの作成など、各経費に応じた決裁権者による事前事務処理の確認を徹底するよう指示した。</p> <p>(2)について 指定管理者側で執行している勘定科目を確認した上で、市と指定管理者とで内容を協議した。 警備料の勘定科目で執行していたことにより委託料としての事務処理を失念していたことに起因するものであったが、委託業務的な性格のある経費であることを確認し、今年度の業務の再委託承諾願の速やかな提出を指示するとともに、個別に作業を依頼している業務内容を見直し、年間の業務委託として、年度当初の承諾願の提出を求めることとした。 この結果、当該業務の再委託承諾願が提出されたことを確認したほか、今年度については、夏季繁忙期の9月末までで再委託先の変更可能性がないことを確認し、当該運用で問題がないと判断した。</p>	<p>7月30日</p> <p>9月30日</p>